



発行人 福島県教職員組合
 発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
 [定価一部 20円]
 編集・責任者 五十嵐 史郎
 e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
 (この購読料は組合費に含まれています。)

ゆとりある職場を目指して ストップ！ The 多忙化&過重労働

* 現在、プロジェクト名を検討中。決定するまでは、上のタイトルで、発行していきます。

No. 1

「適正化プログラム」

県教組では多忙化が学校教育や教職員の健康を阻害する大きな要因であるとして県教委と交渉する中、県教委に1998年「適正化プログラム」の通知を出させることができませんでした。文科省や厚労省でも超勤問題を取り上げていましたが、この通知は全国的にも画期的なものでした。その後も多忙化解消につながるいくつかの通知を出させながら、これらをもとに、本部、支部、各専門部など、各級段階での交渉や取り組んできました。各市町村教委、各学校での業務の見直し等が行われましたが、十分な成果には至っていないことは、現場にいるみなさんこそが、十分過ぎるほどに感じていると思います。

この忙しさの中で、学校現場は・・・

この異常な忙しさの中で、学校現場では、職場会どころか、職場での話し合いや人間的なつながりも少なくなり、協力や助け合いが機能しにくい状況が生まれてきているのを感じます。互いの協力・助け合い・団結を基本とする組合・職場分会の必要性は増しているものの、現実には個々人がバラバラにされています。組合員自身もまた、「みんなのために職場を改善しよう」という思いはあっても、一人ではどうしようもない状況が多く職場で見られます。

多忙化と過重労働を放置することは、教職員の「心とからだ」をむしばんでいきます。実際に、病休者・精神疾患・若年退職は増加しているのです。

教職員の生活と権利、命と健康を守るために 重点的・具体的な取り組みを！

これまで、多忙化解消に向けて、県教組では、特に次の3つのアプローチを提起してきました。



1. 今までの二者協議【注1】、部活動四者協議会【注2】で確認されたことや通知として出された多忙化解消策を徹底すること。
2. 3次にわたる「教育課程検討委員会【注3】」が積み上げてきた「ゆとりある教育課程」作成のための提案【注4】を分会での教育課程に活用してゆとりをもたせること。
3. 労働安全衛生法の趣旨や制度化による超過勤務の抑制、支部・分会での活用すること。

全国学力テスト実施以降、「学力向上」に飲み込まれ、震災・原発事故以降はさらに新たな業務の増加で職場の多忙化が以前にもまして進んでいます。また、説明責任等、個人の責任や資質・能力が問われ、精神的な重圧も増えています。そうした中、上の3つについて、単なる提起ではなく、職場で少しでも「ゆとりが生まれた」と実感できる成果が上がるような、より具体的な運動の必要性を感じるのです。

用語解説

【注1】二者協議・・・県教組、県教委との協議。

【注2】部活動四者協議会・・・県教組、県教委、校長会、中体連との協議会。

【注3】教育課程検討委員会・・・県教組が10年前に立ち上げた特別委員会。各支部から、小学校、中学校現場から選出された委員で構成される。

【注4】「ゆとりある教育課程」作成のための提案・・・職場討議資料「明日のために」を3回発行。「小学校編(赤刷り)」、「中学校編(青刷り)」、「労働安全衛生法編(緑刷り)」の3つ。

2009年10月1日(火)発行 福島県教育新聞

職場討議資料 2009教育課程編成にむけて

新学習指導要領対応

明日のために 小学校編

目次 CONTENTS

- ごあいさつ 1ページ
- この職場資料を活用するためにあたって 2ページ
- 「労安」教育推進事業と新学習指導要領 3ページ

福島県教職員組合 第2次教育課程編成検討委員会編

2009年10月1日(火)発行 福島県教育新聞

職場討議資料 2010教育課程編成にむけて

明日のために 中学校編

新学習指導要領対応

目次 CONTENTS

- ごあいさつ 1ページ
- この職場資料を活用するためにあたって 2ページ
- 「労安」教育推進事業と新学習指導要領 3ページ

福島県教職員組合 第2次教育課程編成検討委員会編

2011年2月14日(月)発行 福島県教育新聞

職場討議資料

明日(あした)のために

「労働安全衛生法(労安法)」を活かして、教職員の命とくらしを守るために「労安編」

目次 CONTENTS

- ごあいさつ 1ページ
- 職場のルールづくりをめぐって 2ページ
- 「労働安全衛生法(労安法)」Before After 3ページ
- 教職員の作業を適切に管理するのは「校長の責務」 4ページ
- 「労安法」を徹底して「労安意識」から学ぼう！ 5ページ
- 夏休みとみよろ輝石・物産館のあひら 6ページ
- 労働安全衛生法の活用で講習活動を活かそう！ 7ページ
- この号で、職場を安全にしよう！ 8ページ
- なぜ、出張時の転倒が必須か？ 9ページ
- 転倒予防の正しい知識を！ 10ページ
- 転倒予防の正しい知識を！ 11ページ
- 転倒予防の正しい知識を！ 12ページ
- 転倒予防の正しい知識を！ 13ページ
- 職場マックをしよう！ 14ページ

福島県教職員組合 第3次教育課程編成検討委員会編

県教組は、次のごとに取組みます！

- ① 二者協議の実施
- ② 部活動四者協議会の開催
- ③ 部活動カレンダー(右図参照)の作成
- ④ 教育課程検討委員会(推進委員会)による支部・分会のサポート体制の確立
- ⑤ 労働安全衛生週間の設定
- ⑥ モデル支部・モデル分会による実践
- ⑦ 各支部・分会の取り組みなどの紹介

毎週日曜日は部活動休止日

十分な休養をとって、心も体もリフレッシュ！

親子でゆっくりとした時間を！

地域活動にもすすんで参加！

自然に親しんでみよう！

家の手伝いをしてみよう！

山形県中学校長会 部活動に関する申し合わせ事項 (平成20年度4月から実施、23年2月一部改正)

- 1 毎週日曜日は、部活動休止日とする
- 2 日曜日を部活動休止日とできない場合は、直近の土曜日を休止日とする

部活動休止日カレンダー

各学校で休止日に○でチェック

山形県で作成された部活動カレンダー

山形県中学校体育連盟・山形県PTA連合会・山形県教職員組合

職場にゆといを！

